

平成23年教育委員会第9回臨時会会議録

開会日時 平成23年9月26日 午前10時00分

閉会日時 同 上 午前11時30分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 佐藤 昭
同職務代理 面田 博子
委員 松本 實
委員 遠藤 勝男
委員 秋本 則子
教育長 山崎 喜久雄

議場出席委員

・教育次長	内山 利之	・教育振興担当部長	坂田 祐次
・庶務課長	駒井 正美	・教育計画推進担当課長	小曾根 豊
・施設課長	齋藤 登	・学務課長	土肥 直人
・指導室長	平沢 安正	・統括指導主事	江田 真朗
・地域教育課長	今關総一郎	・生涯学習課長	宮地 智弘
・生涯スポーツ課長	柴田 賢司	・副参事	濱田 茂男
・中央図書館長	梅田 義郎		

書 記

・企画係長 菊池 嘉昭

開会宣言 委員長 佐藤 昭 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 委員 佐藤 昭 委員 面田 博子 委員 山崎 喜久雄
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

○委員長 おはようございます。

○全員 おはようございます。

○委員長 それでは、ただいまより平成23年教育委員会第9回臨時会を開会いたします。

初めに、本日の会議録の署名人は、私を含めて、面田委員と山崎教育長にお願いいたします。

それでは、議案等に入ります。

議案第48号「教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況の点検・評価」を上程いたします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、議案第48号「教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況の点検・評価」についてご説明申し上げます。

本件につきましては、9月6日開催の本委員会におきまして、今年度の点検・評価の案についてご説明をさせていただきました。その際、各委員からいろいろとご発言をいただきました。例えば、確かな学力の定着には家庭での学習が重要であるとか、体力の向上が課題であるとか、また、食育や図書館の整備などについてご発言をいただきました。しかしながら、評価を変更したり、追加すべき発言等はありませんでしたので、1か所を除き、原案は変更してございません。

変更した場所でございますけれども、本文の7ページ、7「中央図書館等の整備」の項目で「図書館不便地域への地区図書館の整備を検討する」という記載がございました。これにつきましては、区の基本計画において、南綾瀬、堀切地区に整備するということになっておりましたので、そうした記載を入れたわけでございますけれども、現時点で建設予定地のめどが立っておりませんでしたので、その記載につきましては今回削除させていただきました。変更はこの部分のみでございます。

前回、内容について詳細にご説明申し上げますので、本日は省略をさせていただきます。

説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明で、何かご意見、ご質問等ございませんか。

(「ありません」の声あり)

○委員長 なければ、お諮りいたします。

議案第48号に異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、第48号「教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況の点

検・評価」については、原案どおり確定といたします。

議案は以上です。

報告事項等に入ります。

1 「使用料等の見直しに関する報告について」をお願いいたします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、「使用料等の見直しに関する報告について」、ご説明申し上げます。

これにつきましては、教育委員会に関する部分を中心にご報告したいというふうに思います。使用料の見直しにつきましては、政策経営部長をトップとして使用料所管課長等がメンバーとなる使用料等見直し検討委員会で4月以降検討してまいりました。このたび一定の結論に達しましたので、報告書として取りまとめたというものでございます。この報告書を現在開会中の区議会第3回定例会の常任委員会に報告し、議会の意見を踏まえて、第4回定例会に向けて、値上げするもの、値下げするものの条例改正を予定してございます。

まず、1ページをお開きいただきたいというふうに思います。「見直しの趣旨」でございます。使用料・手数料の設定につきましては、利用する方と利用しない方の均衡を考慮し、受益と負担の公平性を確保するという観点に立ち、また一方で、サービスを提供する行政側におきましても、効率的な施設運営や事務処理についてさらなる効率化と経費の節減によって利用者負担の軽減を図り、利用者の理解が得られる料金設定の努力を行っていく必要がございます。こうしたことから、本区では、平成7年に行った見直しの際に、4年ごとの定期的な見直しをルール化したこと、また、前回の19年の見直しの際に、料金の改定上限を設けるなど一定の激変緩和措置を行ったため、原価と現行料金との間にいまだ乖離があるものが存在していること、さらには、各施設の使用料の減免規定や有料化する駐車場の範囲などの考え方を改めて整理する課題が生じたことから、今回の使用料等見直し検討委員会を庁内に設置して検討を行ってきたものでございます。

次に、2の「見直しを行う範囲」でございます。今回の見直しでは、「法令等に基づき改定を行っているもの」「23区統一して改定を行っているもの」のうち、行政財産使用料については逐次改定を行っておりますので、今回も検討対象外といたしました。また、指定管理者制度を導入している施設につきましても検討対象外といたしました。

次に、3の「見直しの方針」でございます。使用料を見直すに当たりましては、6ページに「本区が提供している行政サービスの性質別分類」という表がございますけれども、この分類や、7ページの原価計算に算定すべき算定基礎経費と利用者負担割合を基本にいたしまして、使用料等の料額を算定することといたしました。前回の見直しと同様でございます。

手数料につきましては、国が示す手数料の算定方法に準拠して原価計算を行った上で料額を算定するという基本方針を立てたものでございます。

次に、4の「検討事項と改定予定額の算定」でございます。まず(1)の「公共施設付帯駐車場の有料化の範囲」のうち、総合庁舎駐車場でございます。これにつきましては、結論だけ申し上げますと、引き続き無料ということでございます。次に、②の有料化すべき駐車場の規模でございます。今回有料化を図る駐車場の基準を改めて整理いたしまして、サービスを受けるかどうかの選択を利用者にゆだねている施設については、おおむね10台以上の駐車場施設については有料化を進めることといたしました。なお、教育委員会所管施設で今回有料化の対象となりますのは、郷土と天文の博物館23台、新宿図書センター16台の2か所でございます。

次の4ページでございます。(2)の「減額免除規定の整理」でございます。前回の検討で、使用目的により減額免除するとした地域コミュニティ施設の減免規定に準拠し、他の施設につきましても、施設ごとに条例で定められている設置目的を推進するために、使用する場合に減額免除を行うよう規定を整理することとし、その具体的な施設ごとの運用基準につきましては、新年度からの適用に向けて引き続き検討していくことといたしました。

次に、(3)の「職員寮、教職員住宅の使用料等の見直し」でございます。結論だけ申し上げますと、引き続き無料ということでございます。

次に、(4)の「適正料金算定のための調整事項と改定予定額の算定」についてでございます。改定予定額につきましては、8ページから10ページの別表3のとおりとなっております。その結果、維持管理経費と職員数の見直しの効果等によりまして、現行料金と原価の差であります乖離率が1倍前後となる施設が多くなっている一方で、施設によっては乖離率が2倍以上となっているものがございます。このような施設につきましては、そのまま改定予定額を適用いたしますと、近隣自治体などとの均衡を失したり、あるいは大幅値上げによる利用者の負担増などの影響が出てまいります。このため、①、②にありますように、近隣自治体と同種の使用料等との均衡を図る、④に記載のとおり、料金の改定上限倍率を定める、⑤政策的に判断すべきものについて考慮する、など、五つの調整事項を設けまして改定予定額を調整したところでございます。

次に、5の「手数料改定額の算定」でございます。教育委員会には手数料を取っている事務はございませんので、説明は省略いたします。なお、手数料につきましてはすべて据え置きということでございます。

次の6は料金の改定期期でございますが、原則として新年度の4月1日から適用したいというふうに考えてございます。

最後に、教育委員会関係の使用料についてご説明申し上げます。

9ページをお開き願います。下から2行目の学校使用料でございます。屋内運動場——これは体育館のことでございますけれども——と教室につきましては、現行料金と相当の乖離がありますが、周辺区の料金との均衡を図るため据え置きといたします。また、学校の夜間照明使

用料につきましては1.1倍の乖離率となっておりますが、改定は100円単位というルールになっておりますので据え置きとなります。

次に、幼稚園保育料につきましては、1.61倍、1.3倍の乖離率となっておりますが、これも子育て支援策として据え置きとなります。

次の10ページの博物館の入館料とプラネタリウム観覧料につきましては1.02倍、1.12倍の乖離率となっておりますが、100円単位のルール上、据え置きとなります。講堂につきましては乖離率0.84倍で、これは改定の対象になりまして、400円ほどの値下げになるところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいま庶務課長より説明がございました。質問等ございますか。

遠藤委員。

○遠藤委員 特に駐車につきましては、20台から有料にするのが10台というふうに少なくなったわけでありますが、私は好ましいと思います。私は、10台どころか1台から有料にすべきだというふうに思っているのですが、それは収支の関係でいろいろ問題があると思いますので、それはそれとしまして、もう数十年前になります、本区におきましては駐車関係はほぼ無料だったわけですね。それを有料にする一つの要因としましては、いわば無断駐車というのが大分多くて、公平の観点から見ますと非常に欠けているということで、徐々に有料ということになってきたわけでありますが、本区の駐車場につきましては、特に教育関係については、いわば無断駐車というのはあるのでしょうか。

○委員長 中央図書館長。

○中央図書館長 このたび検討に上がっています新宿図書センターでございますが、恐らく図書館利用者ではない方がとめているのだろうなという車を数台見かけることがあります。図書館の場合、それが図書館利用者かどうかというのがなかなか判別つかないところで、スーパーとかですと、領収書でいくら以上あったら無料とかというので確認できるのでしょうけれども、ちょっと難しいところがございます。恐らく周辺の事業所に来られた方がとめているのではないかなというふうに思う車がやはり数台あります。

○委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 もう一つ。

いわばそういうふうに無断駐車が長引いた場合の措置としてどういうことをやっていらっしゃいますか。

○委員長 中央図書館長。

○中央図書館長 先ほど申し上げましたように、図書館利用者かそうでないかというのがなか

なか判別つかないものですから。図書館は、長時間滞在される方も結構いらっしゃいますので、お声かけも難しいところです。また、館内放送で呼びかけるということも、静粛な場所ですのでちょっとなじまないかなと。

○遠藤委員 長引くというのは、1日のうちではなくて、3日も4日も1週間も、時には1カ月というのか・・・。

○中央図書館長 申しわけございません。それはございません。開館時間内だけですので。閉館時には閉めて帰りますから、その中で残ることはございません。失礼しました。

○遠藤委員 わかりました。

○委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 郷土と天文の博物館の駐車場は警備員が管理しておりますので、絶対ゼロとは言いませんけれども、博物館利用者以外の駐車は少ないはずです。あと、夜間は完全に閉めてしまいますので、そうした夜間に残っていた場合には張り紙をして必ず厳しく注意をしますので、2日間、3日間にわたるような駐車は今ほとんどございません。

○遠藤委員 わかりました。

○委員長 よろしいですか。

ほかにはございませんか。

(発言する者なし)

○委員長 なければ、1は了承といたします。

続いて、報告事項等2「平成24年度採用葛飾区奨学資金奨学生の募集について」をお願いいたします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、「平成24年度採用葛飾区奨学資金奨学生の募集について」、ご説明申し上げます。これは、毎年この時期に実施をしているものでございまして、平成24年度も前年度同様に実施をしていきたいというふうに考えてございます。

1の「対象者、募集人員」でございまして。来春高校等へ進学を予定している者50名前後を予定してございます。また、現在、高校等に在学中の方も対象にしてございます。これは毎年数名ということになってございます。

「貸付金額」でございまして。国・公立につきましては月額1万8,000円、私立は3万円でございます。入学準備金につきましては、国・公立5万円、私立10万円でございます。貸付期間につきましては、奨学金月額については平成24年4月から正規の修学期間が終わるまでということになります。入学準備金については平成24年3月に貸付をする予定でございまして。

4の「出願資格」でございまして。(1)として、来年4月1日現在で葛飾区内に引き続き6カ月以上住んでいること、(2)として、学習意欲があり、平成24年4月に高等学校、高等専

門学校及び専修学校高等課程に進学を希望している中学3年生であること、また、高等学校等在校生の場合は在学中であること、(3)として、経済的な理由により修学が困難であること、(4)として、同種の貸付金を他から借り入れていないこと。

「募集期間」でございます。10月14日から11月15日でございます。

採用候補者の決定方法につきましては、教育委員会において審査会を開催し、採用候補者を決定します。決定は1月上旬を予定しております。

説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございました。

ただいまのご説明に何かご質問等ございませんか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○委員長 それでは、2を了承といたします。

続いて、報告事項等3「葛飾区私立高等学校・大学等入学資金融資あっせんの実施について」をお願いいたします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、「葛飾区私立高等学校・大学等入学資金融資あっせんの実施について」、ご説明申し上げます。これにつきましても、平成23年度と同様、24年度も実施していきたいというものでございます。

まず、1の「目的」でございます。私立の高等学校・大学等に入学する生徒を持つ保護者等で、入学に必要な資金の調達が困難な者に対して、その資金の融資をあっせんするというものでございます。

2の「申込資格」につきましては、(1)から(7)すべてを満たすということが必要になります。私立の高等学校、大学等への進学予定者を持ち、その進学予定者と同居している保護者等、また独立して生計を営む満20歳以上の入学者。(2)として、前年度の年収が1,000万円未満、自営業者は所得で800万円未満であり、入学資金の調達が困難である方。(3)として、返済計画に対応できる十分な年収のある方。(4)として、葛飾区に引き続き1年以上居住をしている方。(5)として、住民税を滞納していない方。(6)として、同一職業の勤続年数が1年以上である方。(7)として、取扱金融機関の信用保証を得られる方。この七つの項目をすべて満たす方が対象になります。

3の「融資条件」でございます。まず、資金の用途につきましては、入学金・施設設備費・学校債など入学に際し必要な資金というふうになります。融資金額につきましては、中学・高校・高専・専修学校高等課程につきましては10万円以上80万円以内、大学・短大・専修学校専門課程につきましては10万円以上160万円以内でございます。(3)の利率でございます。利率については2.5%でございますけれども、区が1.3%を負担し、本人負担が1.2%ということで

ございます。返済期間につきましては、中学・高校等が5年以内、大学・短大等が6年以内で
ございます。返済方法につきましては、融資を受けた翌月から元利均等または元金均等月賦返
済ということになります。信用保証につきましては、取扱金融機関の信用保証をご利用して
いただきます。

実施期間でございます。平成23年10月3日から平成24年3月16日まで受け付けてござい
ます。

周知方法につきましては記載のとおりでございます。

ご説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの庶務課長の説明に何かご意見。

面田委員。

○面田委員 先ほどの奨学生の募集に関しても、また今度の入学資金融資にしても、経済的な
理由で勉強ができない、そういう機会を失うことになるということは、本当にあってはならな
いことだと思いますし、子どもたちが次の世代をつくるわけですから、こういうことでぜひ応
援をしたいなと思います。

先日の新聞などで、返済が非常に滞っていてうまく回らないというようなことを見たので
すけれども、その辺のことも考えたいと思うのですが、そのあたりはいかがなのですか。

○委員長 庶務課長。

○庶務課長 今説明しました大学等への入学資金のあっせんにつきましては、これは融資のあ
っせんでございますので、回収は金融機関が行ってございます。したがって、回収の見込
みのない方というのは、ここに書いてありますように、返済計画に対応できる方というのが融
資の条件になりますので、銀行の査定が厳しくなってございます。実は、あっせんをして、3
人に1人は銀行のほうの審査ではねられるということがございます。ですから、今説明したほ
うにつきましては返済が滞るということはあまりないというふうに聞いてございますけれど、
中学校を通して区が直接貸し付けを行っている奨学資金につきましては、実は返済率は現時点
で85%ぐらいで、15%の方が返済が滞っているという状況がございます。ただ、私ども、進学
意欲がある方については貸し付けていきたいという基本姿勢でいますので、どうしても銀行み
たいにシビアに審査ができない。親に所得がなくて行けないからこそ区が援助する必要がある
という観点に立ってやってございますので、どうしても滞ってしまいますけれども、ただ、ま
じめに返している人がいるという状況を踏まえたと、私ども、督促についてはきちっとやっ
ておりまして、返済が滞るとすぐ職員が自宅のほうに行って返済の約束をしてもらおうとい
う対応はしてございます。

○委員長 よろしいですか。

○面田委員 はい。よろしくお願いします。

○委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 奨学資金の融資あっせんにつきましては年々充実し、また、活用していただける方も例年多くなってきているようであります。つきましては、この融資あっせんの周知方法につきましても、インターネットでこれを……。いわば教育委員会のホームページを見れば見られるというふうになっているのかどうか。もしなっていないとすれば、何かそこに周知の方法として支障があるかどうかということをお教えいただければと思います。

○委員長 庶務課長。

○庶務課長 私どもの事業につきましては、すべて区のホームページには掲載しております。ただ、区のホームページはすべての課の事業を網羅していますので、ここにたどり着くのがなかなか大変というのがございます。ただ、トピックスというのがございまして、教育委員会のページの一番初めの画面に「トピックス」として掲載するということができます。ただ、今回、10月3日から募集を開始しますが、募集を開始した時点で教育委員会のホームページのトップに記載します。ある程度期間がたつと、各所管が一番わかりやすいところに記載したいということでございますので、やはり一定の時間が経過すると普通のところになってしまう。そうすると、目立ちにくいというのがありますけれども、学校を通じての周知、あるいは広報誌を活用したり、いろいろな手段を活用してPRに努めていきたいというふうに考えています。

○委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 そういうことをやっていらっしゃるということは大変適切だと思います。ただ、利用者から見ますと、実態としましては、ずっと前に、いろいろな機会にこの融資あっせんについては見たい、調べたいというニーズが大変多いのではないかと思います。私もかつて奨学資金のことにつきましていろいろなお尋ねがあったときに、国・都レベルではこの奨学資金については大分PRがあって、クリックしますと出てくるというような実態でありますので、利用者の皆さんが使いやすいような掲載の仕方をお願いしたいと思います。

○委員長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○委員長 なければ、3は了承いたします。

続いて、報告事項等4「葛飾小学校の第2校庭整備について」をお願いいたします。

施設課長。

○施設課長 報告事項等4「葛飾小学校の第2校庭整備について」、ご説明させていただきます。資料をごらんください。

現在、葛飾小学校の体育館におきましては、他の学校と比較いたしましても面積が非常に狭

い状況でございます。このため、旧保健所跡地のうち、保育園用地になる部分以外の土地と、既に葛飾小学校用地として先行取得した土地開発公社が現在所有している土地を、当面は一体的に葛飾小学校の第2校庭として整備いたしまして、体育館等の改築の際にはこの第2校庭に建て直すなどして面積不足を解消するものでございます。

2の「活用方針」でございます。当面の間は第2校庭として使わせていただきたいというふうに考えております。所在地は、立石8-18-6、現在の保健所の住居表示で表現しております。整備時期は平成26年の秋を予定してございます。整備する面積は約2,700平方メートルでございます。

裏面をごらんください。一番上が現在の状況で、真ん中が整備する際の状況で、一番下が工程表というふうになってございます。一番上にあります保健所の敷地の中には幾つか建物がありますが、会議室につきましては庶務課の分室として使いたいというふうに考えております。それと、今現在、既に学校用地として取得した土地に暫定的に保育園が立ってございますが、新しい保育園ができるまでの間はこの保育園で保育を続けるということの予定でございます。そして、解体した後でございますが、資料の丸の中にアルファベットが漏れております。線路に一番近い土地が㊤でございます。それと、太い点線で囲まれたうち、上のほうにあるのが㊤、下のほうにあるのが㊤でございます。この㊤と㊤を合わせますと約2,700平方メートルでございます。この土地を当面の間第2校庭として整備して使っていきたいというふうに考えてございます。

時期ですが、26年の春に庶務課の分室を解体いたしまして、それと、今までの古い保育園がなくなった段階で第2校庭というふうに整備して、26年11月ごろから使用を開始したいというふうに考えてございます。

説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの施設課長の説明に何かご質問、ご意見等ございませんか。

(発言する者なし)

○委員長 なければ、了承いたします。

続いて、報告事項等5「夏季休業中の児童・生徒の活動状況について」をお願いいたします。
指導室長。

○指導室長 大変申しわけありません。資料の差し替えをお願いしているところでございます。

(資料配付)

○指導室長 申しわけございませんでした。

今年度の夏季休業中の児童・生徒の活動状況についてご報告をいたします。今年の夏も、都

大会、関東大会、全国大会に出場して活躍してくれた児童・生徒がたくさんおりました。

1 ページをごらんください。こちらからは小学校体育の個人の部になります。真ん中ちょっと下になりますが、全国・17番と二つ並んでございますけれども、道上小学校の徳永美緒さんがJOCジュニアオリンピックで50と100のバタフライで優勝ということがございました。

2 ページまでが個人になってございます。

3 ページからは小学校体育の団体になります。こちらでは下から5番目になりますか、女子バレーボールで東金町ビーバーズが第31回全日本の大会で、女子大会なのですけれども、準優勝ということでございます。

4 ページからは中学校体育の個人の部になります。都大会が6ページ、7ページ上までになります。7ページからは関東大会になります。こちらでは、大道中ですけれども、関東で優勝という活躍をしています。

7 ページの下から全国になりますけれども、8 ページの全国のところで下から2番目、21に高砂中学校の佐藤優菜さんが全日本ジュニアトランポリン選手権大会で優勝ということでございます。

9 ページからは中学校体育の団体になります。9 ページが都大会、10ページになりまして関東大会、全国大会となります。ご案内のように、奥戸中学校女子ソフトボール部が全国大会でベスト8という活躍をしています。また、その下になりますけれども、共栄学園がテニスの団体で優勝ということでございます。

11ページは小学校の音楽・文化になります。

12ページは中学校の音楽・文化になります。金町中には申しわけないのですが、2番の金町中以外は、5番、8番と少し抜けているところはございますけれども、多くのところでブラバンがコンクールで活躍しています。特に双葉中、立石中、常盤中、新小岩中が都のコンクールで金賞をとっています。

13ページは、これも毎年ご報告させていただいておりますけれども、ボランティア活動になります。保育所、児童館等で多くの生徒がボランティア活動ということで体験を進めています。

簡単ですが、報告は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいま指導室長から説明がありましたが、質問等ございませんか。

面田委員。

○面田委員 質問ではないのですけれども。

毎年頑張っている子どもたちのことをたくさん知ることができます。ありがとうございます。私は、最後のページのボランティア活動で、たくさんの中学校がこういうところで活動をしているということは非常にすばらしいことだなというふうに評価をいたします。特に中学生ぐら

いころは自我も成長してくるし、心をしっかり育てる体験をたくさん積むことがその子にとっても将来非常な宝物になるだろうし、そのことが葛飾全体に広がっていくこともすごくいい影響を与えるなという思いがあるものですから、こういうボランティア活動が増えていくことに関して、こういうふうの評価されることはよかったなと思います。こういう知らせはほかの学校にももちろん行くわけですよ。

○指導室長 はい。

○面田委員 それで、「おめでとう」とか、感謝とか、「ありがとう」とか、そういうのはないのですか。

○委員長 指導室長。

○指導室長 夏ボラを含めて、さまざまなボランティア活動に各学校で取り組んでいます。ここでご報告したのは、学校として取り組まれて、教員が引率したりとかということも含めての活動が出ていますけれども、行った先の子どもたちからのかわいい感謝状ということは何校かで拝見いたしました。指導室としてということではないのですけれども、みんなでそういう活動を共有させていただくことで、大事な部分ですので、その根を広げていきたいと考えております。

○面田委員 そうですね。ぜひPRをしていただければと思います。

○委員長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○委員長 なければ、5は了承といたします。

続いて、報告事項等6「夏季休業中における学習教室の活動状況について」をお願いいたします。

指導室長。

○指導室長 「夏季休業中における学習教室の活動状況について」、ご報告をいたします。

夏休み中における学習教室ですけれども、基礎的・基本的な学習内容の定着、また発展的な学習の充実を図るために、希望する児童・生徒を対象として、夏季休業中の5日間程度実施するという事で各学校をお願いしているところでございます。昨年度までは全校の児童・生徒を対象ということで進めてまいりましたけれども、今年度は、希望する、また、学校のほうで特にこの児童・生徒をということでの、指名に近い、対象者を募るというやり方を進めた学校もありました。各学校の工夫によってということになっています。

本年度は実施8年目ということですが、全校で実施ということになっています。小学校では、平均で5.1日、中学校では5.7日開催しています。中学校では10日間実施した学校が2校、1週間実施した学校が4校というふうに学校で特徴を出してくれています。また、鎌倉小学校ですけれども、校舎内の施設工事のために実施期間を工夫してということでの取組を進めていただ

きました。

先ほど申し上げましたように、今年度は希望者ということですので、すべての学年において昨年度を下回ったということでございます。ただ、内容につきましては、補習的なものですか、発展的なもの、また、進学に向けたというように、学校のほうでさまざまな工夫をして、対象者を絞るというようなことでの取り組みが進められたというふうに把握してございます。

毎年ご報告をさせていただきますけれども、報告書のほうからの感想では、小学生からは「1学期の補習ができた」とか「わからないところがわかるようになった」というようなこと、中学生からは「宿題がはかどった」とか「うちより集中して取り組めた」というような生徒からの感想もあるのですけれども、「夏休み中の生活リズムといいますか、そういうところがこの期間を通じて生徒と確認がとれた」というような教員からの感想も聞いています。今回参加率が下がったことは事実でございますので、来年度、実施内容・方法をさらに検討して、学校・地域のお力もかりながら、児童・生徒の実態に応じた夏季学習教室を実施していきたいということで考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

何かご質問等。

遠藤委員。

○遠藤委員 今室長がいみじくも言われましたように、表面的には希望制であります。内実は指名ということで、大変的確なやり方だと思います。この開講につきましては、保護者の方が大変喜んでおられて、これからも鋭意精力的に続けていってほしいというのが要望でありますので、よろしく願いいたします。

それで結構です。

○委員長 ほかにはどうですか。

松本委員。

○松本委員 23年度の参加率が下がっているわけは、今説明がありまして、よくわかりました。私は、この夏休みに子どもが学習教室に来るという意義は、つまりいた子が学び直しをしてもう一度教室で頑張ろうという意欲をつけてあげる意味で、人数が減っているのも課題ではありますが、中身が大事だと思っています。今度、土曜日に教員の勤務があつてまとめ取りをしなければいけないとかありますけれども、できる範囲で、先ほど遠藤委員が言われたように、保護者の期待にも応えて、その中で中身でやっていけばいいのではないかと思います。

以上です。

○委員長 指導室長。

○指導室長 中身で勝負ということと同時に、今年は節電ということもありましたので、各学

校で実施はさまざま工夫をしていただいた実態がございます。何校かお邪魔しましたけれども、取り組んでいる生徒も、子どもも、また、指導に当たっている先生方も、普段の授業とは違う別な展開とかかかわりが見えて、いい試みだったなというふうに思っています。土曜授業の振りかえとの絡みがありますけれども、さらに工夫をして質を高めていっていただけるように、また、いい取組については共有していきたいというふうに考えています。

○委員長 ほかにございませんか。

秋本委員。

○秋本委員 夏季休業中における学習教室を開講していただけるということでもありがたいことだと思います。せっかくこういったすばらしいことをしていただいているのに、人数が減ってしまっているとか、そういうことを聞きますと、ちょっともったいないというか、申しわけないというような気がするのです。「教育の日」という第2土曜日とか、あと、夏休みの25日から2学期を開講したということと関係があるのではないかなと思いますけれども、そういったことで人数も減ったり、あと、夏休みが少なくなってしまったという考えがある子がいるのかなと思います。その辺はパーセンテージとして出ているのでしょうか。

○委員長 指導室長。

○指導室長 全体の傾向として、土曜授業の影響があったというふうには考えていません。教員の代休の関係があるので、日程等、かなり工夫をされているということと、特に中学校ですけれども、ただ単純にドリルを配ってそこで自習させるという形ではなくて、補習でしたり、進学に向けた発展的な学習という点で今年度は工夫ができたかなというふうに思っています。土曜授業もこの夏季休業日の学習教室も、地域が受けとめる教育の場というところを、学校も地域の教育機関だという発想に立てば、地域と連携をしたり、地域にご理解いただく中で進める学習の場の提供という意味では、今後もさらにさまざまな意味で周知をしてご理解いただきながら、参加率も上げたいと思いますし、内容も充実させたいと考えています。

○委員長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○委員長 なければ、6は了承といたします。

続いて、報告事項等7「平成23年度『あだたら高原学園移動教室』の代替実施について」をお願いいたします。

指導室長。

○指導室長 「平成23年度『あだたら高原学園移動教室』の代替実施について」、ご報告させていただきます。資料をごらんください。

福島原発の事故ということで、今年度はさまざまご検討を重ねていただき、また、6月には実際にあだたらまでご足労をかけ、ご検討いただきました。今回、放射線の量がというふうな

ことも含めて、7月12日の教育委員会において今年度のあだたらについては中止ということでご決定をいただきました。代替として、中学校24校につきましては、1泊2日での実施というふうになりました。9月から10月にかけて10校、行き先は富士五湖方面が5校、水上方面が3校、秩父また横浜・鎌倉方面が1校となっています。3学期につきましては、1月から2月にかけて14校実施ということになっています。行き先が、箱根・鎌倉が1校、残りの13校につきましてはスキー・スケート教室ということで今検討を進めているところでございます。行き先については検討中ということでございます。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの指導室長の説明に何かご意見、ご質問等ありますか。

面田委員。

○面田委員 今までの2年生は2泊3日であだたらでこういう体験学習をしてきたということで私は頭の中でずっと理解していたものですから、今の2年生にも、原発の事故でここが使えないことで別のところになるにしても、ぜひ2泊3日ということを考えていただきたいなというつもりで今まで発言をしてきました。そして、ここには、結果的にすべて1泊2日となったということで、ちょっと残念な思いと、何でみんなそうってしまったのかななどというような思いもあるのですね。現場がそういうことで1泊2日しかできないのだということであれば、それはいたし方がないとは思いますが、その辺のところを残念に思う気持ちでいっぱいです。

○委員長 指導室長。

○指導室長 ご指摘のとおり、また、これまでのご協議の経過の中でも、「できるものであれば2泊3日で」という声をいただいたこと、それからまた、校長会のほうと協議する中でも、「2泊3日でやれば」というような意見ももちろんありました。また、あだたらが中止ということが7月の段階で決まったときに、もう既にあだたらの事前学習をやっている学校が何校かあったということも事実でございます。そういう中で、中学校長会と協議していく中で、あだたらの趣旨、三つ目的がありますけれども、自然体験、それから、友達を含めて社会体験、それから心身の鍛錬、三つの柱を生かす形で代替を実施していこうという共通理解は図られたというふうに考えています。やはり日程的な問題で、二転三転という言い方はあれですけれども、半年の中で、さまざまな行き先等、また、事前学習等も含めて進めていかなければいけないという中学校側の実情でこのような1泊2日というふうな形になっています。中学校長会とは、このあだたらの趣旨を少しでもより充実した形で、今年の2年生にも実体験していただけるような形で、事前学習・事後学習をしっかりやっていこうというようなことではお話をさせていただいているところでございます。

あまりお答えになっていないのですが、経過としてはそのような状況でございます。

○委員長 ほかに何かございますか。

秋本委員。

○秋本委員 この大震災があったことによって、どうしてもしょうがなく、校長先生、先生方もいろいろ大変な思いをしたかと思えます。以前は2泊3日というような趣旨だったのが1泊2日ということで、不可抗力というか、しょうがないのかもしれませんが、努力していただいた上でこうなったということに関しては私も大変感謝しております。何年前には3泊4日だったのが2泊3日になってしまって、そのときも子どもたちが大変残念がっていたというような意見も聞いております。それでまた、2泊3日が1泊2日になったということです。これは既に行って終わっている学校が何校かありますけれども、その反響といいましょうか、行って帰ってきてからの保護者や子どもたちの気持ちというか、どのようになっているかなと思いました。

○委員長 指導室長。

○指導室長 四ツ木中、水元中、堀切中、立石中、全部詳細に聞き取ったわけではないのですが、一つは、台風の影響とか余震とかがあったということもあって、一番多い感想は「無事帰って来てよかった」ということがまずございました。それから、4校とも自然体験を含めた集団行動というのはありました。それぞれあだたらとはイメージが違ったけれども、子どもたちは十分に体験ができたのではないかとというふうにとらえています。子どもたちの感想の中では、やはり2泊と1泊ですので、「ちょっと……」というような声があったというふうには聞いていますけれども、先ほど申し上げたように、事後指導、それから、この活動を次の修学旅行へつなげるというような発想が中学校側のほうにありますので、今後新たな取組を進めている中学校にもこの4校の取り組みを進めていきながら、より充実した形で進めていきたいとは思っています。

○委員長 秋本委員。

○秋本委員 今回1泊2日で定着してしまうとなると、来年からの予定も立てていかななくてはいけないので、来年の移動教室はまた新たに2泊3日でできるように持って行っていただければいいかなと思います。

○委員長 指導室長。

○指導室長 後ほどまたご報告するところですが、来年度の移動教室につきましては、あだたらについては、セシウム由来の放射線であるということを考えて、半減期から考えれば、放射能の量としては恐らくそれほど下がらないだろうということを見通しまして、あだたらではなくて、2泊3日の日程で民間の宿泊施設等で実施をしていきたいというふうに思っています。そのときには、あだたらの趣旨を十分に生かせるような形でということで、事業提案、プ

ロポーザル型で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 4校が既に終了しているわけではありますが、その実施の報告は既に指導室のほうに来ているのではないかと思います。その中で注目といいますか気にしておりますのは、出発時間、交通機関を利用した所要時間、それから、学校に帰ってくる時間、これらについて、大体のことで結構であります、わかりましたらお願いいたします。

○委員長 指導室長。

○指導室長 大体8時集合から8時半集合、出発は8時半から9時ぐらいですね。帰りは、5時半から6時ぐらいになったお子さんがいました。所要時間は、あだたらは3時間から3時間半ぐらいですけれども、2時間から2時間半ぐらいということでおさまっていただきました。天候等の影響も少しあった学校もありましたけれども、大体予定どおり、工程どおりということで報告を受けています。

○委員長 よろしいですか。ほかにはございませんか。

(発言する者なし)

○委員長 なければ、私のほうからも一つお願いいたします。

このあだたらの移動教室なのですが、3泊4日、2泊3日、1泊2日とだんだんじり貧になってきて、なくなってしまうのではないかとちょっと心配しております。と申しますのは、学校を離れての移動教室というのは、人間形成とか、思い出づくりとか、いろいろな面で得ることがあると思います。来年はぜひとも2泊3日で実施できるようによろしくお願いいたします。

指導室長。

○指導室長 来年度の中学校の宿泊行事につきましては、ふれあい合宿1泊2日、あだたらの代替実施2泊3日、修学旅行は今年度どおりという形で進めていきたいというふうに考えています。現時点でそれぞれの中学校、学年で検討を進めているというふうに聞いています。

○委員長 それでは、7は了承といたします

続いて、報告事項等8「平成24年度中学校移動教室の実施について」をお願いいたします。

指導室長。

○指導室長 先ほど少しお話をしましたけれども、「平成24年度中学校移動教室の実施について」でございます。

あだたら高原学園周辺放射線量を、6月に訪問して以来、ホームページ上で確認してはいますが、極端に下がっていない状況がございます。また、それほど大きいということではないでしょうけれども、福島県は余震も続いているということの不安の声もいただいています。そんなところから、来年度につきましては、関東・甲信越地域の民間宿泊で2泊3日の日程で

ということで今進めているところでございます。宿泊施設の選定方法に当たりましては、民間事業者からの事業提案、プロポーザル方式によって選定を行ってまいりたいというふうにご考えてございます。本日、教育委員会のほうでご報告させていただき、ご了解いただいて、すぐプロポーザルの選定作業に入っていきたいと考えています。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの室長の説明に何かご意見、ご質問等ございませんか。

(発言する者なし)

○委員長 なければ、8は了承といたします。

続いて、報告事項等9「平成23年度『中学生の主張東京都大会』の実施結果について」をお願いいたします。

地域教育課長。

○地域教育課長 それでは、「平成23年度『中学生の主張東京都大会』の実施結果について」、ご報告いたします。

まず、2の「書類審査結果」のところをごらんください。この中学生の主張東京都大会には都内全部で1,864名の応募者がございました。葛飾区からは20名が応募してございます。そして、この1,864名のうち、書類審査をしまして、本選に出場する10名を選んだわけでございます。その10名のうち3名が葛飾区出身というようなことでございまして、これは今年は知事賞をねらえるのではないかとこのように期待していたところでございます。

3のところでございます。9月11日日曜日に都庁の会議室で本大会がございました。

4でございます。審査の結果、最優秀賞（東京都知事賞）でございますが、常盤中学校2年生の齊藤麗香さんの「家族の本当の意味」が見事入りました。そして、(2)でございます。会長賞といたしまして、四ツ木中学校1年の田原佳苗さんの「犬を飼う責任」。それから、私立中村中学校1年の堀由乃さんの「私のお姉ちゃん」、小学校のときには小松南小学校でございました。この会長賞というのは事実上2等賞でございまして、ワン・ツー・スリーというふうに葛飾区が上位を独占したわけでございます。なお、ここ6年間さかのぼりますと、18年、20年、22年、23年ということで、6年の間で4名、知事賞を葛飾区が占めたというようなことでございます。

私からは以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に何か質問等ございますか。

遠藤委員。

○遠藤委員 このようなすばらしい結果が本区にもたらされたわけでありますが、それにはや

はり、いわばすそ野といいですか、応募する数1,864名という、これが一つの大きな土台になっているのではないかとも思います。つきましては、入賞されました3名の方々の作品にどういうふうにして区民の皆さんに触れていただくか。そういうことについて今考えていらっしゃるがありましたらお願いいたします。

○委員長 地域教育課長。

○地域教育課長 葛飾区の少年の主張大会のときに最優秀をおとりになりました齊藤麗香さん、それから堀由乃さんの作品につきましては、「かつしかくのきょういく」に載ってございます。ただ、今回、東京都のこの入選を機に、ホームページにこの全文を載せたらどうかなど。本人の同意をいただいた上で載せたいというふうに思います。

○委員長 ほかにはございませんか。

面田委員。

○面田委員 この主張大会を開くに当たっては、学校だけではなくて、地域の地区委員会とか、指導室のほうのご指導とか、いろいろなものが寄り集まってきているということをお願いいたしますし、ぜひそういうことがこれからも……。地域で子どもを育てるということもありますし、広がっていければと思います。

○地域教育課長 ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかにはございませんか。

(発言する者なし)

○委員長 なければ、9は了承といたします。

続いて、報告事項等10「区政一般質問要旨」をお願いいたします。

はい、どうぞ。

○教育振興担当部長 今回、無所属を含めて3会派3名の方からご質問をいただきました。

答弁書をごらんいただきたいと思います。

まず、平田みつよし議員でございます。質問内容は、大震災が発生した場合、学校ではどのような訓練を行っているか伺います。

答弁でございます。下のほうですけれども、教育委員会では、避難訓練の実施の際には、実践的な訓練となるよう改善を図ることや、地域の実情に即した緊迫感、臨場感を持たせる避難訓練を実施すること、家庭や地域住民、関係機関等と連携を密にした避難訓練を実施することなど、さまざまな状況に応じた避難訓練を実施するよう各学校に指導してございます。避難先である学校から広域避難場所への避難につきましても、地域の実情に応じて実施をしております。教育委員会といたしましては、今後も東日本大震災の教訓を踏まえて、各学校が実情に応じたさまざまな想定での避難訓練が実施できるよう指導してまいります。

次の質問でございます。平日の昼間に震災が発生した場合、中学生の多くは区内にいると思われま。地域住民と中学生が協力して学校避難所の運営に当たることが考えられますが、災害時の避難所における中学生の役割と生活について学校ではどのように指導されていますか。それから、避難所の担い手となり得る中学生が本区の防災訓練にどのような形で参加しているか、また、学校ではどのような指導を行っているか伺います。

答弁でございます。各中学校では、全生徒に配付されている『地震と安全』の副読本を活用して、学校の避難訓練や地域の防災訓練に積極的に参加すること、救助、救急、初期消火、応急手当など、生命を守るための態度や行動を身につけることなどの指導を行っております。東日本大震災においては、みずからも被災者でありながら、率先して救援物資の運搬やお年寄りの手助けを行う中学生の活躍が報道されました。このように中学生でも一定の役割を果たすことができることから、葛飾区総合防災訓練に地域社会の一員として参加することはもとより、災害時の避難所における中学生の役割についても今後検討してまいりたい。

次の質問でございます。東日本大震災では、これまで予測することができなかった事態が発生した。教育委員会としては各校にどのような防災教育を行っていくか、今後の取り組みを伺います。

防災教育につきましては、年間計画に基づいて、月1回実施する避難訓練や安全指導日における指導、保護者への引き渡し訓練を含めた総合防災訓練を実施しております。本年度、小学校で14校、中学校で2校が起震車や煙ハウス体験、消火訓練など体験的な訓練を実施しております。今回の東日本大震災を踏まえて、『地震と安全』などの副読本を活用し、各学校で安全教育の全体計画や避難訓練の指導計画の見直しを行い、それに沿った防災教育を実施するよう指導しております。教育委員会といたしましては、区主催の総合防災訓練や地域自治町会主催の防災訓練に児童・生徒が積極的に参加したり、「葛飾教育の日」を活用して防災訓練を実施するなど、保護者や地域と連携した体験的な防災教育が実施できるよう、今後とも指導してまいりたい。

次でございます。うてな英明議員でございます。（仮称）科学技術センターと東京理科大学とどのように連携していくか、区としての考え方を示してほしいということでございます。

答弁ですけれども、（仮称）科学技術センターと大学との連携につきましては、東京理科大学の持つさまざまなノウハウを本区の児童・生徒が享受できるよう、現在、大学側と協議を進めております。具体的には、本区の小・中学生を対象に、東京理科大学の教員と学生が中心となって行う理科の実験教室、ものづくり教室を行えることを検討しております。また、本区の小学校教員、中学校理科教員を対象に大学教員による理科実技研修を実施し、教員の授業力向上につなげてまいりたいと考えております。教育委員会といたしましては、東京理科大学が持つさまざまなノウハウを本区の児童・生徒が享受できるようにするとともに、大学側にとって

も教育面や研究面でのメリットが出るようなパートナーシップの構築を、野田市の事例を参考にしながら今後も検討してまいります。

次の質問でございます。3月11日の大震災時、学校から児童を下校させたケースもあったと聞く、教育委員会の見解を伺いたい、その後どのような対策をとったか示してほしい、でございます。

このたびの東日本大震災におきましては、発生時刻が午後2時46分だったため、いくつかの小学校では既に1年生が下校しておりました。他学年は5校時が終了し下校時刻であったことから、各担任が児童に対して家にだれかいるどうかを確認した上で下校を実施したとの報告を受けております。その他の小学校においては、保護者が迎えに来るまで学校に待機させる対応をいたしました。葛飾区では、当時、震度5弱の地震の場合、全職員が参集する第2次配備体制をとることとなっており、今回の東日本大震災において児童を下校させるのは適切な判断ではなかったと考えております。教育委員会といたしましては、各学校に対し「緊急対応マニュアル」の見直しを行い、大地震の場合は、保護者に確実に引き渡すまで学校において児童・生徒を待機させるよう指導いたしました。また、震災発生時の引き渡し方法や安否確認については、保護者に周知をするとともに、緊急連絡先の把握など各学校で最善を尽くすよう指導してまいります。

次の質問でございます。歩育についてです。新学習指導要領で歩行に関する指導が加わったことを踏まえて、区としての見解を伺う。東京都教育委員会が中高生を対象に1日1万5,000歩という目標を設定した。現実に即した葛飾区での目標設定を検討する必要があると考えるがどうか。東京都の目標設定は、小中高生を対象としているが、乳幼児期からの取り組みが重要である。乳幼児期から外でしっかり体を動かすことが、土踏まずを含めた足の発達に必要不可欠、また、子どもの体力向上には家庭での生活習慣や運動時間が大きくかかわっている。葛飾区でも歩育の概念の導入を検討し、体力向上に努め、幼稚園・保育園との連携をし、同時に、家庭や地域との連携を啓発することが重要であると考えているが、区としての見解を伺う。

答弁でございます。子どものライフスタイルは、外遊びやスポーツなど体を動かすことをしない子どもがふえております。このような中、お話にありました子どもを歩かせる取り組みは大切であると考えております。金町小学校では、早くからこうした課題に取り組み、今は中止していますが、年間を通した朝のジョギングや5月から10月のはだしの生活などを実践しております。新学習指導要領の体育科では、「多様な動きをつくる運動遊び」の中に「歩く」が学習指導要領の解説に例示されております。そのようなことから、小学校におきましても、体育科の「体づくり運動」の中で「歩く」ことを取り入れて指導しているところでございます。教育委員会といたしましては、対象学年が拡大された「体づくり運動」の授業が充実するとともに、本区の児童・生徒の課題の一つである体力向上を踏まえた教育活動の意図的・計画的に取

り組んでいくよう指導・助言を行っています。

次に、歩育の目標設定についての質問ですが、平成22年7月に東京都教育委員会が作成した「総合的な子供の基礎体力向上方策（第1次推進計画）」によりますと、現在の子どもは1日平均1万3,000歩前後歩いているとされており、このことから体力向上のための努力目標として、「1日1万5,000歩」を掲げることとなったものです。本区の子どもの生活実態などからしますと、この目標について検証を進めることが大切であると考えております。区の実態に応じた目標設定が必要かどうか検討してまいりたいと考えております。

次に、乳幼児期の体力向上についての質問ですが、子どもの体力を向上させるためには、乳幼児期の発達段階に応じた体を動かす遊びを行うとともに、保護者に対しても体力に関する意識を高めることが大切であると考えております。区立幼稚園では、平成22年度から豊かな心と健やかな体の育成を目指して研究を進めております。具体的には、鬼遊びを工夫することにより意欲的に遊び、体を動かすことに取り組んでおります。このような実践的事例については、保育園や私立保育園を担当する部署にも情報提供するとともに、保護者に対して体力向上についての意識啓発をしてまいりたいと考えております。教育委員会といたしましては、お話にありました神奈川県小田原市の取り組みを参考にしながら、幼児の体力づくりについて今後も研究してまいりたいと考えております。

続きまして、うめだ信利議員の質問でございます。葛飾区の学力調査において厳しい結果が出たことに対して、教育長の見解と具体的な学力向上策を伺います。

今年度の「確かな学力定着度調査」は、調査委託会社に変更になり、問題内容や傾向が大きく変わったことや、小学校国語で学習指導要領の改訂の言語活動を意識した出題をしたことから、教科ごとの結果が従来とは異なる結果となりました。教育委員会では、教育振興ビジョンの一番の柱に「確かな学力の定着」を掲げてあるように、学力向上を最重点にして取り組んでおります。基礎学力の定着を図るためには、毎日の地道な積み重ねが大切であります。そのために、先生が児童・生徒にわかるように教える、家庭学習を含めてたくさん勉強する、子どもが意欲的に勉強する、この三つの視点からの取り組みが大切であると考えています。そうした取り組みの一環として、学力向上の直接の担い手である教員育成の新たな取り組みを試行的に実施するために、今定例会に補正予算を計上させていただいております。また、かねてから懸案になっていた塾講師の活用や塾のノウハウを活用する方策についても検討しているところでございます。

続きまして、平成23年6月17日の文教委員会に提出した資料において、なぜ今まで掲載していた昨年度対比を削除したのでしょうか。

葛飾区独自の学力調査について、平成23年度から業務委託業者が変更になりました。問題の内容につきましては、小学校は、今年度改訂となった新学習指導要領に準拠したものへと大き

く変化いたしました。問題内容や傾向が大きく変わったことにより、前年比較が意味をなさなくなつたために、前年対比を行わずに、従来の基礎学力の達成率が70%に達しているかどうかという基準で公表いたしました。次年度以降につきましては、従前どおり前年度との変化が見られるようにしていきたいと考えております。

続きまして、教科の理解度も重要な数値であるが、これも問題があります。3年生の主要5教科で70%を超える教科は一つもなく、例えば、英語は52.5%、半数弱の生徒が授業を理解できていない、わからないという結果であります。この結果についての見解を伺います。

平成23年度に実施いたしました「確かな学力の定着度調査」の意識調査では、中学校3学年全体において、「教科を理解している」と回答した理解度の数値が70%を超えている教科は、音楽と保健体育でございました。主要5教科のうち社会科を除く4教科において、学年が上がるにつれて理解度が下がっている結果となっております。これは、学年が上がるにつれて学習内容の難易度も上がることもその原因の一つであると考えております。お話のありました英語の理解度につきましては、3年生で52.5%、また、英語の基礎の達成率が70%を上回る学年はなく、大変厳しい結果でありました。これらの実態を踏まえて、例えば、学習した単語や表現を活用して日記や文を書き、それを発表することにより、生徒の言語に関する知識理解力の向上を図ることや、スペルコンテストなどを授業開始時に5分程度行って基礎的な単語力の定着を図るなど、指導方法の改善を各学校に対して指導・助言してまいりたいと考えております。

次の質問です。平成22年度の足立区の「学習の定着度調査の結果報告書」は166ページあります。報告書の改善について見解を伺います。

葛飾区では、平成17年度より区独自の「確かな学力の定着度調査」を実施し、児童・生徒の基礎的・基本的な学習内容の定着度を検証するとともに、あわせて意識調査を実施し、学習に対する意識や家庭での生活習慣と学力との相関関係などを明らかにしております。学力調査の結果は、各学校から児童・生徒に調査結果を通知するとともに、学校ごとに授業改善推進プランを作成することとしております。また、各学校の調査結果のデータについては、区のホームページで公表し、各学校では、区の公表にあわせて、調査結果のデータや分析内容、授業改善推進プランなどを学校のホームページや「学校だより」などで公表しております。教育委員会といたしましては、達成率の数字だけではなく、その根本にある意識面との相関関係を分析することで、児童・生徒の実態を正しく把握することが大切であると考えております。今後とも、公表に当たっては、わかりやすく活用しやすい資料となるよう努めてまいりたいと考えております。

次の質問です。区立の中高一貫校の設置について区長の見解を伺います。あわせて、教育長の見解を伺いますというご質問です。

公立学校における中高一貫教育校につきましては、学校教育法の改正などにより、平成11年

4月から、従来の中学校・高等学校に加えて設置が可能となったものであります。その意義としては、「高校受験の影響を受けることなく、中学校から高等学校までの6年間を継続して生徒にじっくり学ばせることができる」「6年間を見通して、計画的・継続的な学習指導、進路指導、生活指導等を展開することができる」などといったことが挙げられます。東京都は、都内10か所で都立の中高一貫教育校を開校し、一定の成果を上げていることはお話にあったとおりでございます。しかし、中高一貫教育校を区が設置するとなれば、高等学校に係る教職員の人件費や高等学校施設に係る財産取得費といった財政負担の問題、あるいは、区立学校として位置づけられた高等学校教員の人事面の問題など課題が多くございます。とりわけ財政面の負担は、そもそもの前提として設置者となる区が負担すべきものであることから、相当の負担を余儀なくされるものと考えております。したがって、区といたしましては、「教育振興ビジョン(第2次)」に沿って、現在取り組んでいる小中一貫教育を当面推進し、あわせて、区内中学校と都立高等学校との中高の連携を引き続き進めてまいりたいと考えております。ご質問の区立の中高一貫教育校の設置については現時点では考えておりません。

続きまして、再質問がございました。一般論として区長の見解を伺う。それから、財政負担につきまして、東京都教育委員会ではさまざまな面で協力すると言っておりますけれども、私はそういうふうに聞きました。何で部長が聞いたときには「教育委員会はだめだ」というふうに言ったのか、その辺の経緯をお聞かせください。

区長答弁でございます。葛飾区といたしましては、先ほど担当部長がお答えしたように、現時点では中高一貫教育校を設置する予定はございません。今後、都立の中高一貫教育校の誘致が可能かどうか、そうしたことについて検討してまいりたいと考えております。学力向上は非常に重要な課題でございます。それへの一つの方法として考えていきたいと思っております。

次に、担当部長答弁です。都教育庁とのかかわりでございますけれども、中高一貫教育校の設置につきましては、基本的には区立であるという前提で都教育庁に考え方を聞きいたしました。当然にランニングコストとしての人件費、施設維持費については、最終的に区が負担するものと、そのような見解をお聞きしたものでございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの部長の説明に何かご質問等ございますでしょうか。

遠藤委員。

○遠藤委員 平田みつよし議員のところの最後のページになるのでしょうか。この中に防災訓練のことが出ております。一番わかりやすいのは、うてな英明議員の4ページ目になりますが、この中で『緊急対応マニュアル』の見直し」というふうに出ております。皆さんもご存じのように、このたびの震災におきましては、釜石だったと思いますが、「釜石の奇跡」というふう

に言われまして、何千名という小・中の児童・生徒がいる中で犠牲者がいなかったという大変奇跡に近いというふうに言われているわけであります。そして、ここの中で防災訓練ないしは防災教育の目玉にしていることというのは、皆さんも報道等でご存じのように、マニュアルに頼らない、想定外に対応できる防災教育ないしは防災訓練ということを徹底している、その成果ではなかったかというふうに言われているわけです。ところが、本区では、このマニュアルの見直しということを行っているわけです。もし見直しをすれば、このマニュアルの見直しではなくて、防災教育の見直しではないのかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○委員長 指導室長。

○指導室長 ご指摘のように、防災教育の視点というのは、この3・11以降大きく変わったというふうに思っています。今年の校長先生方の自己申告の面接の中で、私のほうから全校長先生に「防災教育について自己申告、つまり今年の職務目標にしてください」というお話をしました。そのときに重ねてお願いをしたのは、子どもたちがみずからの命を守る、そういう視点に立った防災教育を新たに各学校の実態に応じて取り組んでいただきたいというお話をさせていただきました。マニュアルも見直すということは必要だというふうに思っています。つまり、想定できないことを想定したときにどうするかという発想に立ったマニュアルもやはり必要だろうと。今回、3・11で我々が大きな教訓としなければいけないのは、たまたまなのですけれども、校長先生の異動の内示の説明会で全校長先生が実は高砂におられて、半分以上の学校が地震発災時に校長先生がいらっしゃらなかった。また、副校長先生も一部出張があつて、管理職不在という学校もございました。そのようなところを含めて、想定できない事態を想定するというのは難しいと思うのですが、組織としてそういう危機にどう対応していくかという視点でのマニュアルの見直しが必要だというふうに思っています。組織としてはやはりマニュアルを考えていく。子どもにとっては、子ども自身で命を守っていくという視点に立った防災教育の取り組みというのが大事なのではないかと考えておるところでございます。

○委員長 ほかにはございませんか。

(発言する者なし)

○委員長 なければ、10は了承といたします。

以上で、報告事項等は終わりました。

ここで何かご質問等ございますか。

遠藤委員。

○遠藤委員 先日、9月21日の台風によりまして、大変大きな台風であったわけでありますが、本区においてもさまざまな支障が出てきたところがあったのではないかと思います。それにつきましても、教育委員会の職員の皆さんをはじめ、特にまちづくりの皆さんにおいては、夜の

12時過ぎまで役所に残られまして、あるいは外回りなどで大変ご苦労されたのではないかと思います。私の近所の職員の方も、帰ってきましたのが12時過ぎでありました。そのように大変な日ではなかったかと思います。つきましては、本区における、特に教育関係における被害、あるいはその状況につきまして、わかる範囲内で結構でありますので、教えていただければと思います。

○委員長 施設課長。

○施設課長 雨漏り等々、いくつか報告は上がっておりますけれども、大きな事故や被害については報告は上がっておりません。

○委員長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 スポーツ関連での台風での問題でございますが、江戸川河川敷が増水いたしましたので、20日の前日の2時ぐらいまでには、バックネット、ベンチ、サッカーのゴール、トイレ等をすべて管理センターのところに上げさせていただいて対応いたしました。これは、さきの台風12号の際も冠水いたしましたので、今年2度目ということでやらせていただきました。

そのほか、荒川河川敷では、サッカーゴールは伏せておいたのですが、さすがに強風で管理道路まで転がって飛んでしまったのと、あと、物置が2個ほど強風であおられて、逆に中から扉が外へはね出してしまうというような事象が2件ございました。

そのほかは、ヤナギの木が1本折れたということと、野球場ではスギの木が斜めにかしいだというような状況でございます。

以上です。

○委員長 指導室長。

○指導室長 当日の学校の状況、子どもの状況についてご報告させていただきます。

当日は午後が暴風雨のピークだというふうな情報をいただきましたので、校長会と相談させていただいて、できれば統一した形でということで進めておりました。朝9時の段階で、給食を食べて下校と。ただ、今回、3・11の教訓を生かして集団下校、親が不在のときは学校で引き取るということで、学童さん、わくチャレさんのほうにも連絡をさせていただいて、安全な下校ができたというふうに思っています。私、教育委員会に15年おりますが、毎回、いつ帰るか、どういうふうに帰すかで必ず苦情があるのですが、今回につきましては、お問い合わせは何件かありましたけれども、生まれて初めて苦情のない台風対応となりました。ありがとうございました。

○委員長 ご苦労さまでした。

面田委員。

○面田委員 私もあの日、現場はこれはどういうふうにしようかととても困るだろうなと思いな

がら午後を迎えました。そうしましたら、あれは1時半ごろだったか、ちょうどうちの前を集団下校で、それも先生がついて帰っている様子を見ましたので、給食を食べて集団下校して下さっているなど安心いたしました。今のお話を聞いて、そういう指導があったということでありがたく思います。ありがとうございました。

○委員長 ほかに。

松本委員。

○松本委員 9月18日、区民体育大会の陸上競技大会がありまして、私も行ったのですが、そこで要望があったので、ちょっとお知らせしたいと思います。

10月か11月から総合スポーツセンターが工事に入りますけれども、陸上競技場についてはリニューアルして利用者が大変増えて、利用する側も、「工事期間中もできたら利用できないか」という声と、「期間も、あの間、全面的に利用できないのか」という要望、質問等が出まして、「私が伝えます」ということを言ってきましたので、今お話ししている次第です。可能かどうかお願いしたいと思います。

○委員長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 11月1日から総合スポーツセンター体育館及び陸上競技場につきましては閉館いたしましてリニューアル工事をさせていただきます。ご迷惑をかけるということで、4月からの「スポーツかつしか」や「広報かつしか」等々に掲載、またホームページにも掲載させていただいてございます。現在、あすの文教委員会ほか、工事案件の議案が提出されてございます。それをもちまして、建築と電気の工事については今後契約の決定後に、最終的な工事のスケジュールの確定という形になってまいります。今のところ予定していますところでは、11月1日から完全に閉館して、受変電設備など主要な部分はすべて工事をするということでございます。陸上競技場につきましては、私どもの営繕課との調整も含めまして、体育館本体はどうしても4月いっぱいまでかかるだろうなど。早目に陸上競技場の整備が終わって、一部、消防法に基づく協議等、必要な調整がありますが、その協議が整いました段階において、2月になるか3月になるかちょっと不明なのですが、早めに開放したいと考えてございます。その辺の日程が確定しましたら、また後日ご報告したいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長 よろしいですか。

○松本委員 はい。

○委員長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○委員長 なければ、「その他」に入ります。

庶務課長、よろしくお願いいいたします。

○庶務課長 「その他」でございます。

まず、1の「資料配付」でございますが、今回、3点ほどお配りをしてございます。「10月行事予定表」、それから「第56回葛飾区民文化祭パンフレット」「かつしかスポーツフェスティバル2011」のパンフレットでございます。

次に、「出席依頼」でございます。今回、2件ございます。まず、10月10日体育の日でございますけれども、午前9時30分、総合スポーツセンター陸上競技場で「かつしかスポーツフェスティバル」がございます。これにつきましては委員長のご出席をお願いいたします。次に、10月14日金曜日、午後4時30分でございます。あいさつ運動啓発標語コンクール表彰式でございます。これにつきましては松本委員にお願いしたいというふうに思います。

次回の教育委員会は、10月12日水曜日、午前10時からでございます。よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○委員長 これですべて終了ですね。

それでは、これをもちまして本日の教育委員会は終了といたします。どうもありがとうございました。

閉会時刻 11時30分